

○大府市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源の確保並びに広範な生活情報の提供による市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）が可能なものをいう。

ア 公有財産

イ 物品

ウ 印刷物

エ その他広告媒体として広告掲載ができるものとして市長が認めるもの

(2) 広告掲載等 広告媒体への広告掲載又は広告を掲載した広告媒体の無償提供のことをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載に関する基準は、別に定めるものとする。

(広告掲載の規格等)

第4条 市長は、広告掲載等に係る次に掲げる事項（以下「広告掲載の規格等」という。）について、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(1) 広告又は広告媒体の規格

(2) 広告の募集数又は広告媒体の数量

(3) 広告掲載の位置

(4) 広告掲載の期間

(5) 広告掲載料

(6) その他市長が必要と認める事項

(広告掲載等の募集)

第5条 広告掲載等の募集は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとし、募集方法に関する事項は、別に定めるものとする。

(1) 市が直接行う方法

(2) 広告代理店が行う方法

(広告掲載等の申込み)

第6条 広告掲載等を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載等申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 会社案内等（会社の概要がわかるもの）

(2) 法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）

(3) 住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（市外の事業所等

のみ)

(4) 広告案、事業計画書等の広告掲載に係る書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(広告掲載等の審査及び選定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、その結果を広告掲載等決定通知書（第2号様式）又は広告掲載等却下通知書（第3号様式）により申込者に通知する。

2 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められるものが広告掲載等の募集数を超えた場合において、次の各号の順序により、広告掲載等を行うものを選定する。ただし、広告媒体ごとの選定に係る順序が次の各号の順序と異なる場合は、別に定めるものとする。

(1) 市内に本社、本店等を有するもの

(2) 市内に支店、営業所等を有するもの

(3) 前2号に該当しないもの

3 前項の規定によって選定する場合において、同位のものが複数あって広告掲載等の募集数を超えるときは、同位のもののうちから抽選により、広告掲載等を行うものを選定する。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載等の決定の通知を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、市長が指定する期日までに、承諾書（第4号様式）を提出するとともに、市が発行する納付書により広告掲載料を納入しなければならない。ただし、無償提供により広告掲載料を徴収しない場合は、この限りでない。

(広告掲載を依頼する者の選定)

第9条 広告媒体への広告掲載を依頼する者を広告掲載者が選定する場合の方法は、第7条第2項各号及び第3項に準ずるものとする。

(広告掲載者の責任)

第10条 広告掲載者は、広告掲載又は広告の内容により発生する負担その他広告掲載に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

(広告掲載等の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等を取り消すことができる。

(1) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。

(2) 広告内容が広告案、事業計画等と著しく相違するとき。

(3) 広告掲載料が指定する期日までに納入されなかったとき。

(4) 広告に関する原稿等が指定する期日までに納入されなかったとき。

(5) 書面により広告掲載者の決定の取消しの申出があったとき。

(6) その他市長が広告掲載を適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載する旨の決定を取り消したときは、広告掲載等決定取消通知書（第5号様式）により広告掲載者に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載料の全部又は一部を還付する。

(1) 広告掲載開始前において、広告掲載者の責めに帰することができない理由により広告掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を還付する。

(2) 広告掲載開始後において、広告掲載者の責めに帰することができない理由により広告掲載できなくなったときは、広告掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を還付する。この場合において、還付する額は、1日当たりの広告掲載料の額（納入すべき広告掲載料を広告掲載の日数で除した額とする。）に広告掲載できなかった日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 広告掲載料の還付を受けようとする広告掲載者は、広告掲載料還付請求書（第6号様式）により市長に請求するものとする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（大府市有料広告掲載等審査委員会）

第13条 広告掲載等の可否等について審査するため、大府市有料広告掲載等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事務）

第14条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 広告掲載等の可否に関すること。

(2) 広告掲載の規格等の決定に関すること。

(3) その他広告掲載等に関すること。

（委員会の組織）

第15条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は企画政策部長をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、副市長を2人選任した場合においては、委員長は大府市副市長の事務分担等に関する規則（令和3年大府市規則第2号）第2条第1項第1号に掲げる事務を担当する副市長を、副委員長は同項第2号に掲げる事務を担当する副市長をもって充てる。

4 委員は、大府市庁内会議規程（昭和49年大府市訓令第14号）第3条第1項に規定する幹部会議の構成員（市長、副市長、教育長及び企画政策部長（第2項の場合に限る。）を除く。）をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において委員長が招集し、議長となる。

(1) 新たに広告掲載を始めようとするとき。

(2) 広告掲載を開始した日から起算して5年が経過しようとする場合（掲載開始の日から起算して5年を経過する時点において、現に掲載期間中である広告については、その掲載期間の満了時）であって、翌年度においても引き続き広告掲載をしようとする

とき。

(3) 別に定める基準によって広告掲載等の可否を判断することが困難である場合において、広告媒体の所管部署から審査の依頼があったとき。

(4) その他委員長が必要と認めるとき。

2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に廃止前の大府市有料広告掲載等審査委員会設置要綱の規定により任命された委員会の委員である者は、この要綱の施行の日に、第15条の規定により、委員会の委員として任命されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

広告掲載等申込書

年 月 日

大府市長 殿

申込者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

大府市有料広告掲載要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

広 告 媒 体	
本 申 込 み に 係 る 担 当 者	担 当 部 署 : 担 当 者 氏 名 : 電 話 番 号 : F A X : E - M A I L :
提 出 書 類	(1) 会社案内等（会社の概要がわかるもの） (2) 法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し） (3) 住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（市外の事業所等のみ） (4) 広告案、事業計画書等の広告掲載に係る書類 (5) その他市長が必要と認める書類 ＊ 証明書等については、発行日から 3 か月以内のもの
備 考	
誓 約 事 項	(1) 大府市の広告掲載等に関する各規定を遵守します。 (2) 審査にあたり、大府市の市税等の納税状況を確認することに同意します（市内の事業所等のみ）。

第2号様式（第7条関係）

広告掲載等決定通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長 印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載等について、下記のとおり決定したので、大府市有料広告掲載要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

広 告 媒 体	
広 告 掲 載 等 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
広告に関する原稿等 提 出 期 限	年 月 日
広 告 掲 載 料	円 (内訳)
広告掲載料納入期限	年 月 日
承諾書の提出期限	年 月 日
備 考	

第3号様式（第7条関係）

広告掲載等却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長 印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載等について、下記の理由により却下となりましたので、大府市有料広告掲載要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

広 告 媒 体	
却 下 の 理 由	

第4号様式（第8条関係）

承 諾 書

年 月 日

大府市長 殿

広告掲載者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付けで決定した広告掲載等について、大府市有料広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり承諾します。

記

広 告 媒 体	
広 告 掲 載 等 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
広告に関する原稿等 提 出 期 限	年 月 日
広 告 掲 載 料	円 (内訳)
広告掲載料納入期限	年 月 日
備 考	
誓 約 事 項	(1) 大府市の広告掲載等に関する各規定を遵守します。 (2) 広告掲載又は広告の内容に関する一切の責任を負います。

第5号様式（第11条関係）

広告掲載等決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長 印

年 月 日付けで決定した広告掲載等について、下記の理由により広告掲載等の決定を取り消しましたので、大府市有料広告掲載要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

広告掲載等の決定 取 消 し の 理 由	
-------------------------	--

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

広告掲載料還付請求書

年 月 日

大府市長 殿

広告掲載者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

広告掲載料について、大府市有料広告掲載要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

還 付 請 求 金 額	円 (算出根拠)
振 込 金 融 機 関	金融機関名
	支店名
	預金種目 1 普通 2 当座
	金融機関番号
	支店番号
	口座番号
	口座名義人（カタカナ）

（備考）口座名義人は、申込者本人としてください。